

安芸高田市手数料条例【別表(第2条関係) 5. 産業建設関係 付表】

屋外広告物等表示・設置許可申請手数料

種類	区分	単位	金額	
			光源を使用したもの	光源を使用しないもの
平看板 広告塔 掲示板	10平方メートル以下のもの	1個につき	1,780円	1,060円
	10平方メートルを超え30平方メートル以下のもの	1個につき	4,950円	3,720円
	30平方メートルを超え140平方メートル以下のもの	1個につき	4,950円に30平方メートルを超える10平方メートルまでごとに1,780円を加算した額	3,720円に30平方メートルを超える10平方メートルまでごとに1,060円を加算した額
	140平方メートルを超えるもの	1個につき	26,560円	17,710円
立看板		1個につき		530円
電柱 広告板	添加	1個につき	530円	350円
電柱 広告板	巻き	1個につき		350円
電車、乗合自動車その他公衆の利用に供される乗物に表示する広告板		1平方メートルにつき	890円	530円
宣伝車に表示する広告板		1台につき	1,780円	1,240円
幕広告		1枚につき		890円
気球広告		1個につき	1,780円	1,240円
はり札		1個につき		370円
はり紙		1件につき100枚までごとに		530円
その他			前各項に準じて市長が定める額	

備考 形状及び意匠が同一のものは、1件とする。